



2017年10月1日
以降 更新用

トータルアシスト超保険 改定のご案内

東京海上日動では、トータルアシスト超保険(新総合保険、地震保険)について、以下のとおり改定を実施いたします。本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧いただけますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。なお、以下の各項目は改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には所定の条件がある場合があります。各項目の詳細および各項目以外の改定内容につきましては、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

からだに関する補償について

■からだに関する補償(5疾病収入補償)の新設 2017年10月新発売

新たな補償ラインナップとして、一般的な医療保険では備えられない、5疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全)によって就業不能等*1となり、働けなくなるリスクに備える補償を新発売します。

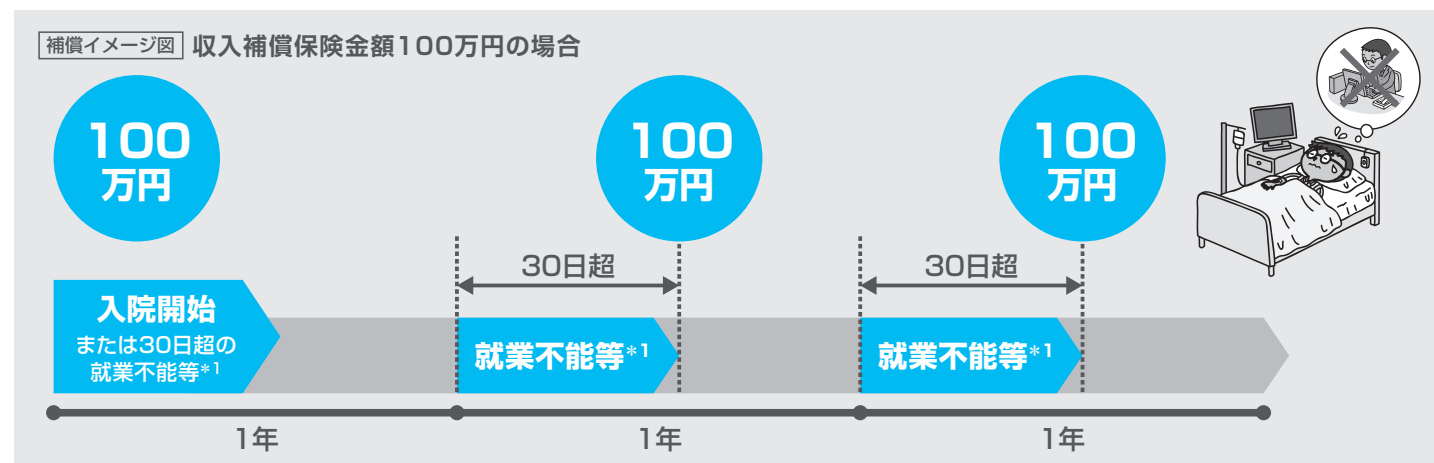
※本項目では、「からだに関する補償(5疾病収入補償)」の概要を記載していますので、補償内容等(保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いしない場合など)の詳細は、「パンフレット兼重要事項説明書」や「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※お申込みをご検討される場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※トータルアシスト超保険(新総合保険)の保険期間の初日が2017年9月30日以前の場合も、2017年10月1日以降は保険期間の途中でこの補償を追加することができます。

(1)からだに関する補償(5疾病収入補償)の補償内容

5疾病で働けなくなったときに、収入補償保険金をお支払いします。



*1 就業不能等とは、次のいずれかの状態をいいます。

- ・ケガや病気の治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態
- ・ケガや病気により生じた、所定の高度障害状態

(2)からだに関する補償(5疾病収入補償)の特約・サービス

**傷害重度後遺障害による
就業不能等補償特約**

5疾病に加え、ケガで重度後遺障害*2となり働けなくなったときにも、収入補償保険金をお支払いします。

*2 所定の要件を満たす後遺障害をいいます。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

**仕事と介護の両立
サポート特約**

保険の対象となる方*3が、公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となったときに、介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方*3 1名につき1回に限りです。

*3 この特約における保険の対象となる方は、「からだに関する補償(5疾病収入補償)」における保険の対象となる方の親(配偶者の親を含みます。)からお選びいただけます。

※「仕事と介護の両立サポート特約」は、「介護補償保険金特約(要介護2用)」のペットネームです。



職場復帰支援サービス

病気やケガによる休職から職場復帰に向けて、キャリアコンサルタントや臨床心理士によるアドバイスをご提供します。

※上記サービスのご利用条件等については、P6「超保険アシストについて」をご参照ください。

■「からだに関する補償(所得補償)」の新規引受停止 (2017年10月改定)

「からだに関する補償(5疾病収入補償)」の新設に伴い、「からだに関する補償(所得補償)」の新規のお引受けを停止します。既にご契約いただいている補償を更新いただくことは可能ですが、保険金日額の増額や「特別条件付保険特約」の削除はできません。

※トータルアシスト超保険(新総合保険)の保険期間の初日が2017年9月30日以前の場合も、2017年10月1日以降は保険期間の途中でこの補償を追加することはできません。

住まいに関する補償(地震保険含む)について

■「残存物取片づけ費用」「修理付帯費用」の改定 (2017年1月改定)

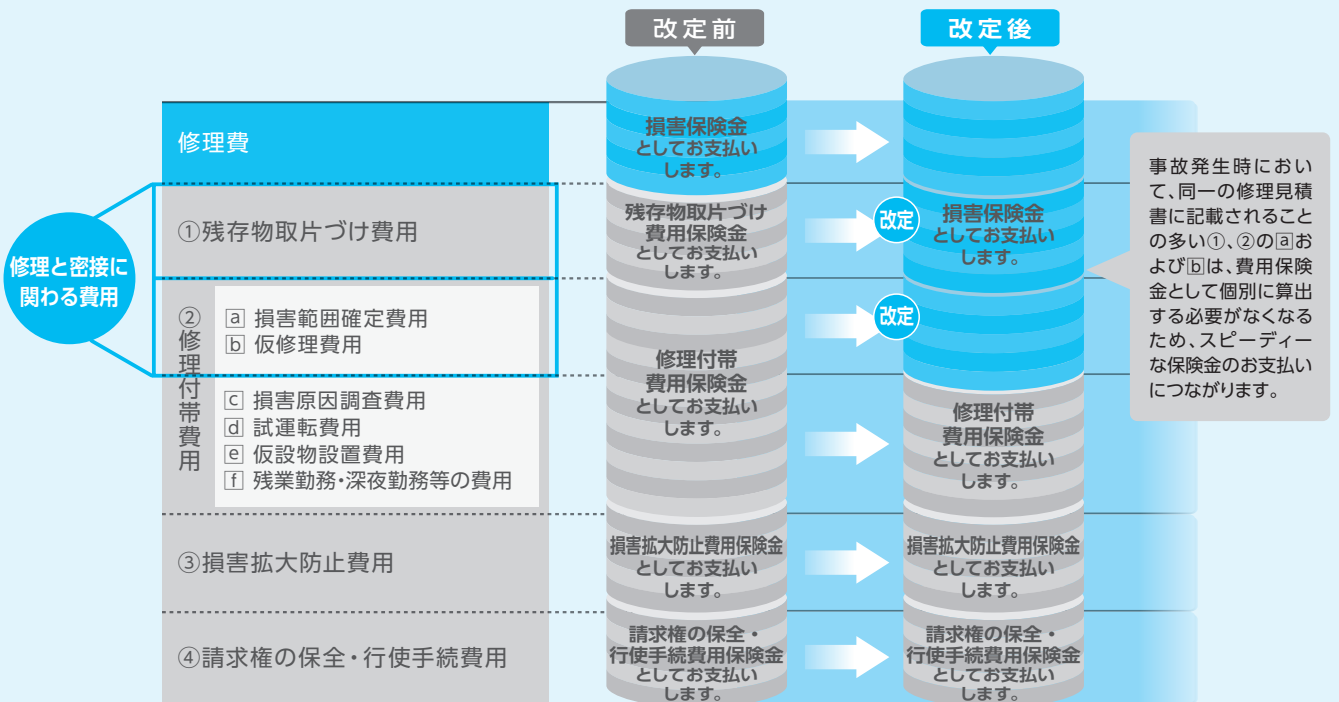
費用保険金のうち、以下の「修理と密接に関わる費用」について、「損害保険金」としてまとめてお支払いします。また、これにより費用補償が拡充されます。

- 「残存物取片づけ費用」
- 修理付帯費用のうち、「損害範囲確定費用」「仮修理費用」

住まいの補償条項における改定前後の保険金の内容については下図をご確認ください。

従来は、保険金をお支払いする際に、修理見積書の内訳を確認の上、「損害保険金」と「費用保険金」の額を別々に算出する必要があったため、保険金のお支払いに時間を要するケースが生じていました。本改定では、「修理と密接に関わる費用」を「損害保険金」としてまとめてお支払いすることで、広域災害時等にも、よりスピーディーな保険金のお支払いを目指します。

【改定前後の保険金の内容】



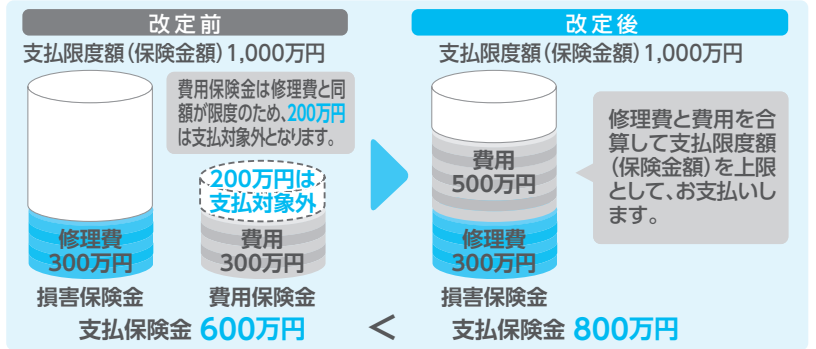
※「■「残存物取片づけ費用」「修理付帯費用」の改定」については、住まいに関する補償(総合補償条項を含みます。)が満期を迎える前であっても、2017年1月1日以降に発生した事故から適用します。

保険金のお支払例

従来の費用保険金は、修理費と同額が限度となっておりましたが、改定後は損害保険金として支払限度額（保険金額）まで補償するため、お支払いする保険金が増加するケースがあります。

例①

- 支払限度額(保険金額):1,000万円
- 修理費:300万円
- 「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」の費用合計:500万円



【ご参考】

修理費と費用の合計が支払限度額(保険金額)を超過した場合(例:修理費が高額となる場合等)

従来より補償内容が縮小しないよう、損害保険金の限度額を「支払限度額(保険金額)×2倍」*1 *2 *3 まで拡大します。

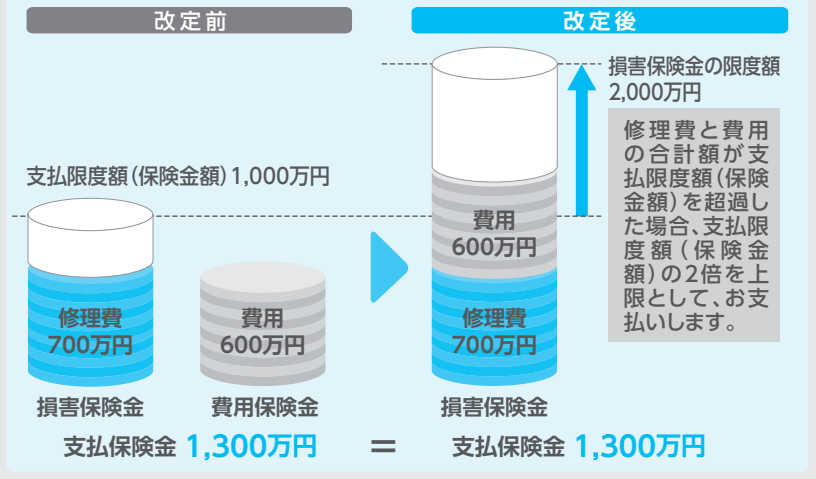
例②

- 支払限度額(保険金額):1,000万円
- 修理費:700万円
- 「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」の費用合計:600万円

- *1 損害保険金から「残存物取片づけ費用」「損害範囲確定費用」「仮修理費用」の3つの費用を除いた金額は、支払限度額(保険金額)が限度となります。
- *2 P2下図【改定前後の保険金の内容】②の□~①、③および④の費用保険金も含めて「支払限度額(保険金額)×2倍」が限度となります。
- *3 臨時費用補償特約が付帯されている場合、臨時費用として「損害保険金×10%(100万円限度)」をお支払いします。本改定に伴い、修理費と費用の合計額が支払限度額(保険金額)を超過した場合は「支払限度額(保険金額)×10%(100万円限度)」となります。なお、「ご契約のしおり(約款)」では、下記のとりの記載となります。

【改定前】:1事故につき、保険の対象ごとに100万円を限度

【改定後】:1事故につき、保険の対象ごとに100万円または支払限度額(保険金額)の10%のいずれか低い額を限度



■費用保険金の一部補償対象外特約の改定 (2017年1月改定)

「費用保険金の一部補償対象外特約」でお支払いの対象とならない費用保険金を「修理付帯費用、失火見舞費用、水道管凍結修理費用」の3種から、「修理付帯費用、失火見舞費用」の2種に改定します。特約名称は、「費用保険金の一部補償対象外特約(修理付帯費用・失火見舞費用)」となります。従来「費用保険金の一部補償対象外特約」をセットしていた契約には、自動更新時に「費用保険金の一部補償対象外特約(修理付帯費用・失火見舞費用)」をセットします。

■地震保険の改定 (2017年1月改定)

(1)保険料の見直し

政府の研究機関が作成する地震の研究データの見直しや補償内容の改定(損害区分の細分化)等を踏まえ、地震保険の保険料を見直します。なお、保険料は全国平均で引上げとなります。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(2)補償内容の改定(損害区分の細分化)

地震保険の補償内容を改定します。

- これまでの地震保険は、保険の対象に生じた損害の程度に応じて、「全損」「半損」または「一部損」の3つに損害区分を分け、各々の区分ごとに保険金額の一定割合(100%、50%または5%)を保険金としてお支払いしていました(損害区分の認定は「地震保険損害認定基準*4」に従います。)
- より損害の実態に照らした損害区分とするとともに、僅かな損害割合の差で保険金に大きな較差がつくことへの不満の解消に向けて、損害区分間の保険金支払割合の較差を縮小させるため、「半損」を分割して保険金額の60%をお支払いする「大半損」と30%をお支払いする「小半損」に細分化します。

*4 認定基準の詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

(損害区分と保険金の支払割合)

改定前(3区分)		改定後(4区分)	
損害の程度	お支払いする保険金の額	損害の程度	お支払いする保険金の額
全損	地震保険保険金額の100% (時価が限度)	全損	地震保険保険金額の100% (時価が限度)
半損	地震保険保険金額の50% (時価の50%が限度)	大半損 NEW	地震保険保険金額の60% (時価の60%が限度)
一部損	地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)	小半損	地震保険保険金額の30% (時価の30%が限度)
		一部損	地震保険保険金額の5% (時価の5%が限度)

(損害区分の認定基準)

	損害の程度	認定の基準			
		建物		家財	
改定後(4区分)	全損	建物の時価の50%以上	流失 焼失	建物の延床面積の70%以上	家財全体の時価の80%以上
	大半損 NEW	建物の時価の40%以上50%未満	または 床面積が	建物の延床面積の50%以上70%未満	家財全体の時価の60%以上80%未満
	小半損	建物の時価の20%以上40%未満		建物の延床面積の20%以上50%未満	家財全体の時価の30%以上60%未満
	一部損	建物の時価の3%以上20%未満	床上浸水	全損・大半損・小半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の10%以上30%未満

※ 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

(3) 割引確認資料の拡大

地震保険の割引制度をより利用しやすいものとするために、割引適用時の確認資料を下表のとおり拡大します。割引の適用条件に合致する所定の確認資料をご提出いただいた場合、割引を適用できます。

既に地震保険をご契約いただいている場合でも、新たに割引を適用できる、もしくは割引率が拡大する可能性がありますのでご確認ください。

改定の対象となる割引種類	改定内容
耐震等級割引 (耐震等級3:▲50%)	耐震等級3(▲50%)の割引を適用できる確認資料に、「住宅性能証明書」+「設計内容説明書」の組合せを追加します(「住宅性能証明書」では耐震等級2か3かが特定できないため、本証明書のみを提出された場合は、これまでどおり、耐震等級2(▲30%)として割引を適用します。)
建築年割引	建築年割引の記載がある保険証券等を確認資料とする場合、新築年月の記載を必要とする要件を廃止します。

■地震危険等上乘せ補償特約*1の保険料の見直し (2017年1月改定)

政府の研究機関が作成する地震の研究データの見直しや補償内容の改定(損害区分の細分化)等を踏まえ、地震保険の保険料が見直しされることに伴い、長期かつ安定的に補償を提供し続けていくために、住まいに関する補償の特約としてご契約していただく地震危険等上乘せ補償特約*1の保険料についても見直しを行います。

都道府県や建物の構造によって保険料の改定率が異なりますので、詳しくは、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。なお、地震保険の損害区分が細分化されることに伴い、地震危険等上乘せ補償特約*1についても、この区分に基づき、地震保険と同額の保険金をお支払いすることになります。

*1 総合補償条項の「地震危険等上乘せ担保特約」を含みます。

自動車に関する補償について

■対物事故時の補償拡充 (2017年4月改定)

対物賠償責任保険をご契約いただいている場合に「対物超過修理費特約」を自動セット*2し、対物事故の際に、よりご安心いただける補償をご提供します。

*2 ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合で、本特約が不要なときは、「対物超過修理費用不担保特約」をご契約いただけます。なお、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合で、更新前のご契約に「対物超過修理費特約」をセットしていないときには、自動更新時に「対物超過修理費用不担保特約」がセットされます。

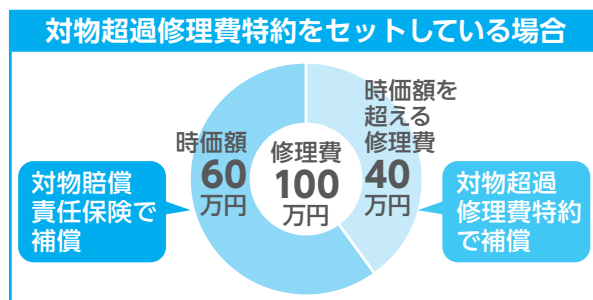
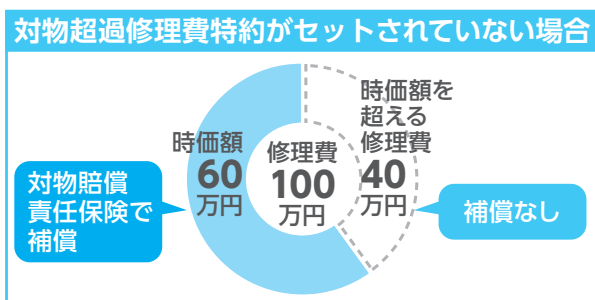
*「対物超過修理費特約」は、「対物超過修理費用補償特約」のペットネームです。

対物事故で相手方の車の修理費が時価額を超えた場合、対物賠償責任保険だけでは時価額までしか補償されません。この場合、相手方との交渉が難航し、早期解決が困難となるほか、時価額を超える修理費をお客様が自己負担せざるを得ない可能性もあります。また、近年、車両保有の長期化に伴い時価額の低い車が増加しており、このような事故が生じる可能性は高まっています。



自動セットされる「対物超過修理費特約」では、このような場合に時価額を超える修理費を補償できるため*3、スムーズな解決が可能となります。

【例】 **過失割合** 補償を受けられる方100%:相手方0% **相手方の車の状態** 時価額60万円 修理費100万円



*3 対物賠償責任保険で補償する事故で、相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合、差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします。1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。

■保険料の見直し・その他の改定 (2017年4月改定)

(1) 保険料の見直し

ご契約条件ごとの保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。平均的な保険料の改定率は据え置きとしておりますが、実際にご負担いただく保険料は、ご契約条件により引上げとなるケースと引下げとなるケースがあります。

(2) その他の改定

下表のとおり改定を実施します。

① 人身傷害保険の補償を受けられる方の範囲の改定	人身傷害保険の補償を受けられる方に「ご契約のお車の所有者*4・運転者*4」を追加します。 *4 自動車損害賠償保障法上の所有者・運転者をいいます。また、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限ります。
② 告知事項・通知事項の変更	告知事項かつ通知事項としていた「車両所有者」について、通知事項の対象外とし、告知事項のみ対象とします。
③ 被害者救済費用等補償特約の新設	ご契約のお車の欠陥やハッキング等を原因とする事故が生じた場合*5で、運転者等に法律上の損害賠償責任がないときに、被害者を救済するための費用を補償する「被害者救済費用等補償特約」を新設し、対人賠償責任保険または対物賠償責任保険をご契約いただいている場合に自動セットします。 *5 欠陥やハッキング等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限ります。
④ ドライブエージェントパーソナル（事故発生の通知等に関する特約）の新設	「事故発生の通知等に関する特約」を新設し、この特約をご契約いただいたお客様に対して、当社から貸与するドライブレコーダーを通じた各種サービスを提供します。一定の強い衝撃をドライブレコーダーが検知した場合は自動的に東京海上日動へ通知するほか、必要に応じて事故時の映像をその後の対応に活用する等の対応が可能となります。

賠償・費用に関する補償について

■個人賠償責任補償特約の改定 (2017年4月改定)

(1) 補償範囲拡大

従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフ中の事故を補償の対象とします。

(2) 被保険者（補償を受けられる方）の範囲拡大

賠償事故を起こした被保険者（補償を受けられる方）が責任無能力者の場合に、その方の親権者や、監督義務者等を被保険者（補償を受けられる方）に追加します。

■受託品賠償責任補償特約の改定 (2017年4月改定)

賠償事故を起こした被保険者（補償を受けられる方）が責任無能力者の場合に、その方の親権者や、監督義務者等を被保険者（補償を受けられる方）に追加します。

■弁護士費用等補償特約（日常生活）の保険料の見直し (2017年4月改定)

弁護士費用等補償特約（日常生活）について、直近の保険金お支払い状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。

■借家人賠償責任補償特約の改定（改定後の特約名称：「借家人賠償責任・修理費用補償特約」） (2017年1月改定)

(1) 補償範囲拡大

借家人賠償責任補償特約の①借家人賠償責任（貸主に対する法律上の賠償費用を補償）や②借家人修理費用（貸主との契約に基づいて修理した費用を補償）について、下表のとおり補償範囲を拡大します。

補償内容	事故の対象	改定前		改定後	
		①借家人賠償責任	②借家人修理費用	①借家人賠償責任	②借家人修理費用
火災リスク	a.火災、落雷、破裂・爆発	○ (落雷は×)	○	○	○*6
風災リスク	b.風災、雹災、雪災	×	○		
水災リスク	c.水災	×	×		
盗難水濡れ等リスク	d.盗難	○	○		
	e.給排水設備事故の水濡れ等	○	○		
	f.車両または航空機の衝突等	×	×		
	g.建物外部からの物体の衝突等	×	○		
破損等リスク	h.騒擾または労働争議等	×	○		
	i.その他偶然な破損事故等	×	×		

*6 借家人修理費用の破損等リスクについては1事故あたり、免責金額（自己負担額）3,000円を差し引いた金額をお支払いします。

(2) 被保険者の範囲拡大

賠償事故を起こした被保険者（補償を受けられる方）が責任無能力者の場合に、その方の親権者や、監督義務者等を被保険者（補償を受けられる方）に追加します。

超保険アシストについて

■超保険アシストのラインナップの見直し (2017年10月改定)

<p>①「職場復帰支援サービス」の新設</p>	<p>病気やケガによる休職から職場復帰に向けて、キャリアコンサルタントや臨床心理士によるアドバイスをご提供する「職場復帰支援サービス」を新設します。^{*1}</p> <p>*1 「からだに関する補償(5疾病収入補償)」または「からだに関する補償(生命保険^{*2})」をご契約の場合に対象となります。</p> <p>*2 5疾病就業不能特約、特定治療支援特約、重度5疾病・重度介護家計保障特約、5疾病・重度介護家計保障特約および重度5疾病・重度介護一時金特約をご契約の場合に限りです。</p> <p>※保険の対象となる方が、保険金(給付金)の支払対象となる事由に該当した場合に、保険の対象となる方で本人と、そのご親族にご利用いただけます。</p> <p>※2017年10月2日からご利用可能となります(「からだに関する補償(生命保険^{*2})」の契約日が2017年9月30日以前のご契約も対象となります。)</p>
<p>②「がんお悩み訪問相談サービス」の対象拡大</p>	<p>従来対象となっていた「からだに関する補償(生命保険)」「からだに関する補償(所得補償^{*3}、疾病定額、人身疾病、介護補償^{*3})」をご契約のおお客様に加え、「からだに関する補償(5疾病収入補償)」をご契約のおお客様についても、ご利用可能となります。</p> <p>*3 傷害のみ補償を除きます。</p> <p>※ご契約者・保険の対象となる方が、「がん」と診断された場合に、ご契約者および保険の対象となる方と、そのご親族にご利用いただけます。</p>

※上記サービスには、所定のご利用条件(利用回数上限等)があります。詳細は、『もしも』に役立つ超保険アシストブック』をご参照ください。

その他の改定について

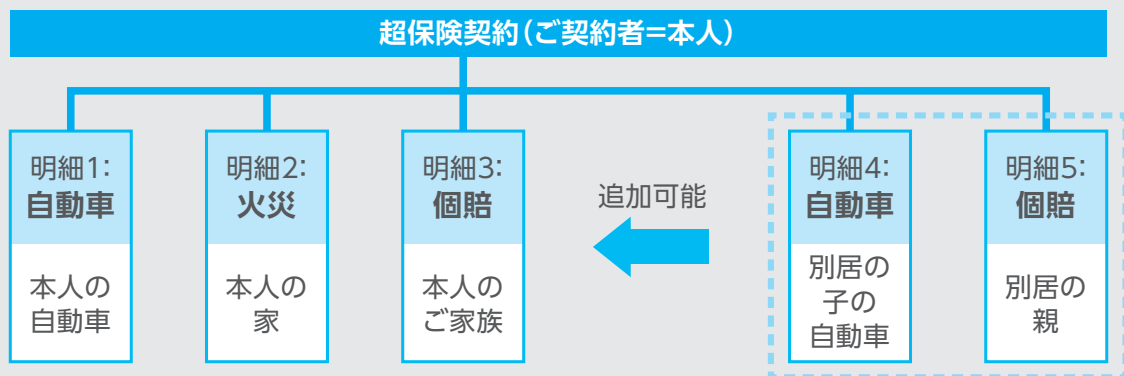
■別居のご両親・お子様・お孫様の補償について (2017年10月改定)

ご契約者と別居しているご両親、お子様、別居しているお子様と同居のお孫様についても、1つの超保険契約で被保険者(補償を受けられる方または保険の対象となる方)等としてご契約いただくことを可能とします。^{*4}

*4 ご契約いただける方には所定の条件があります。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お客様から、「下宿している学生の子供や就職したばかりの子供の補償も加入してあげたい」などの子世代へのニーズや、「高齢となった親のために、親の家・車・賠償責任などの保険を自分が管理したい」などの親世代へのニーズが寄せられておりました。上記のような多様なニーズにお応えするため、設定可能な被保険者(補償を受けられる方または保険の対象となる方)等の範囲を拡大する改定を実施することといたしました。

改定後のイメージ



ご契約者と別居している子供や親の補償を、1つの超保険契約で管理することが可能となります。

※まとめて割引などトータルアシスト超保険(新総合保険)独自のメリットを適用できる場合があります。

■ご家族(お子様等)が独立される場合のお取扱い (2017年10月改定)

トータルアシスト超保険(新総合保険)の被保険者(補償を受けられる方または保険の対象となる方)が独立して、新たにトータルアシスト超保険(新総合保険)をご契約される場合は、以下2点のお取扱いとします。

①独立時に1補償でもトータルアシスト超保険(新総合保険)としてご契約いただくことを可能とします。

②まとめて割引【継承特則】を新設し、独立前のご契約で適用されていたまとめて割引と同じ割引率が適用されます(初年度契約のみ)。

※独立前のトータルアシスト超保険(新総合保険)の保険期間の初日が2017年10月1日以降となる契約より、適用されます。①②ともに所定の条件を満たす必要があります。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

■2017年10月1日以降始期契約におけるまとめて割引の経過措置終了について (2017年10月改定)

下記【過去に実施した改定の内容】まとめて割引の改定 (2016年10月改定) (2)に記載のまとめて割引の経過措置については、今回の更新から適用されません。

ご契約を超保険にまとめたり、補償内容を見直したりすることなどにより、引き続き「まとめて割引」を適用できる場合があります。ご契約いただく補償種類の数によっては割引率が拡大しますので、この機会に補償内容の見直し等をご検討ください。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

【過去に実施した改定の内容】

まとめて割引の改定 (2016年10月改定)

改定のポイント

トータルアシスト超保険(新総合保険)のまとめて割引について、適用条件と割引率を見直します。

※まとめて割引の適用には、所定の条件があります。詳細は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

(1) 適用条件および割引率

	改定前	改定後
適用条件	トータルアシスト超保険(新総合保険)の始期時点で、以下①～③の補償種類の中から、異なる2種類以上の補償種類をご契約される場合*5 ①住まいに関する補償*6*7 ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償*7*8	トータルアシスト超保険(新総合保険)の始期時点で、以下①～③の補償種類の中から、 年間保険料5,000円以上の補償種類を2種類または3種類 ご契約される場合*5*10 ①住まいに関する補償*6*7*11 ②自動車に関する補償 ③からだに関する補償*7*8
割引率	以下の割引率を適用します。*9 2%	年間保険料5,000円以上の補償種類の数により、以下の割引率を適用します。*9 2種類の場合:2% 3種類の場合:3%

*5 トータルアシスト超保険(新総合保険)の契約単位に適用します。

*6 保険期間を2年以上とするトータルアシスト超保険(住まいの保険)を除きます。

*7 総合補償条項を含みます。

*8 東京海上日動あんしん生命でのお引受けとなるトータルアシスト超保険(生命保険)を除きます。

*9 地震保険、地震危険等上乗せ補償特約(地震危険等上乗せ担保特約)、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約およびからだに関する補償(総合補償条項)など一部の保険料には適用されません。

*10 トータルアシスト超保険(新総合保険)の1契約で、同一の補償種類を複数ご契約される場合は、それらの年間保険料を合算してその補償種類の年間保険料とします。

*11 住まいに関する補償の年間保険料には、トータルアシスト超保険(新総合保険)の住まいの補償にセットされる地震保険の保険料を含みます。

※トータルアシスト超保険(新総合保険)におけるまとめて割引の適用有無と割引率は、トータルアシスト超保険(新総合保険)の始期時点のご契約内容に基づいて判定します。保険期間の途中でご契約内容を変更する場合であっても、保険期間が終了するまでは適用有無と割引率に変更はありません。

※現在まとめて割引(2.6%)を適用している住まいに関する補償(総合補償条項)については、補償の保険期間が終了するまで、まとめて割引(2.6%)を適用します。なお、まとめて割引(2.6%)を適用していない住まいに関する補償(総合補償条項)については、上記のとおりとなります。

(2) 今回の更新にあたっての特別な対応(まとめて割引の経過措置)

上記(1)の改定後の適用条件を満たさない場合であっても、2016年10月1日以降かつ2017年9月30日以前に到来する最初の更新タイミングに限り、改定前の適用条件を満たすときは、改定前の割引制度に基づいてまとめて割引(2%)を適用します。

※更新前契約と更新後契約の超保険番号が同一の場合に限りです。

※経過措置が適用された契約の更新時においては、経過措置を適用しません。

■配偶者の定義の改定 (2017年4月改定)

戸籍上の性別が同一であるが、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方について、配偶者に含むお取扱いとします。

※一部では、従来どおりのお取扱いとなることもありますので、詳細はご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、本冊子においてご案内した商品改定の内容に加えて、過去に実施済みの改定*12についても適用します。

*12 特に、2012年1月改定では超保険(総合保険)からトータルアシスト超保険(新総合保険)への商品改定を行っておりますので、更新後の補償が「総合補償条項」以外となる場合には、更新後の補償内容等(保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いしない場合など)について「パンフレット兼重要事項説明書」や「ご契約のしおり(約款)」などを十分にご確認ください。「ご契約のしおり(約款)」はホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)でもご確認ください。ご不明な点等がある場合は、ご契約の代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※このチラシは、トータルアシスト超保険のご契約を対象としております。

※トータルアシスト超保険は、東京海上日動の「新総合保険、住まいの保険、地震保険」、東京海上日動あんしん生命の所定の生命保険のペットネームです。

※このチラシは、2017年1月、2017年4月および2017年10月に実施の超保険改定の概要を記載したものです。適用できる割引や特約等には一定の条件がある場合があります。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細につきましては「重要事項説明書」「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください(「ご契約のしおり(約款)」はホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)でもご確認ください。)。また、生命保険は、東京海上日動あんしん生命の各商品の「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。ご不明な点等がある場合には、取扱者/代理店、東京海上日動または東京海上日動あんしん生命までお問い合わせください。

※ご契約に関する個人情報は、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

※「総合補償条項」の補償が満期を迎える場合、満期を迎えた後の更新契約には、このチラシにおいてご案内した2017年1月1日、2017年4月1日および2017年10月1日付けの改定内容に加えて、過去にご案内済みの改定も適用します。

※このチラシに記載した改定内容以外の改定も適用する場合があります。詳しくは、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-110-894

受付時間：24時間365日

お問い合わせ先

超保険に関するお問い合わせは

超保険カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-323-523

受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時(年末年始は除く)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005
<http://www.tmn-anshin.co.jp/>